

漁業資源の保存と国内法制

水上 千之

はしがき

第二次大戦後、漁業技術の進歩によって、公海の漁業資源の保存・管理の必要性が認識され、多くの漁業条約が締結され、また、漁業委員会が世界的レベルあるいは地域的、二国間のレベルで設立された。他方、一九七〇年代に入って、かなりの数の国が、自国沖合の資源に対する自国の利益を守るために、二〇〇カイリの資源管轄権水域を主張し、このような動きは、第三次国際連合海洋法会議において、排他的経済水域の概念を海洋法の制度として承認するに至らしめた。この概念は資源に対する沿岸国の権利だけではなく、とくに生物資源の保存・管理義務をも包摂するものであるが、各国の二〇〇カイリ法は、資源に対する自国の権利を強調する一方、

生物資源の保存・管理義務について概して十分な規定をおいていない。

本稿では、漁業資源保存・管理の経緯と二〇〇カイリ水域制度における漁業資源の保存・管理の現状と問題点を検討することにする。

一 公海漁業問題と二〇〇カイリ水域

(1) 漁業条約と漁業委員会

伝統的な海洋法の下では、海洋は、基本的には、広い公海と狭い領海で構成され、公海では、航行の自由とともに漁業の自由が認められ、いずれの国の国民も公海において漁業を行なうことができるものとされた。第二次大戦までは、漁業技術の発達は緩慢なものであったが、第二次大戦後は、魚探、

航行設備、自動網巻取機、冷凍設備等について大きな改善がみられるようになった。公海漁業を規制するために、第二次大戦前からすでに条約が締結され、戦後は、このような条約がより多く締結されるようになった。

公海漁業資源は、自由に採取することができる資源であるために、公海漁業を規制する立場にある各国(漁船の旗国も自ら保存措置をとるインセンティブはほとんどなく、また、もしある国が保存措置をとっても、他の国が同様の措置をとらなければ、漁業資源の保存・管理の目的は達成することができない。そのため、各国の漁業政策を調整し、漁業資源を保存・管理するために、今日まで多くの漁業条約が締結されてきた。また、漁業条約のなかには、条約の実施を監督・規制するために漁業委員会を設置するものもある⁽¹⁾。

漁業委員会のなかで、特定の魚種の規制を目的とするものとして、たとえば、国際捕鯨委員会(一九四六年設立)、全米熱帯マグロ委員会(IATTC、五〇年設立)、太平洋オヒョウ国際委員会(IPHC、一三年設立、現在の名称は五三年より)、北太平洋オットセイ委員会(五八年設立)、大西洋マグロ類保存国際委員会(ICCAT、六六年設立)などがある。特定の地域における漁業を規制するものとして、南太平洋の海洋資源利用および保存に関する会議の常設委員会(PCSP、

五二年設立)、北太平洋漁業国際委員会(INPFC、五三年設立)、北東大西洋漁業委員会(NEAFC、五九年設立)、北西大西洋漁業機関(NAFO、七九年設立)などがある。また、二国間の漁業委員会もある(日ソ漁業委員会、日韓漁業委員会など)。これらの漁業委員会の規制内容は、委員会によって異なるが、漁期・禁漁期の設定、魚の体長制限、漁網の網目制限、漁業方法の限定などであり、その他、調査、研究を任務とする。委員会のとる措置の法的性質も、勧告、決定あるいはその中間的なものなど、委員会によって異なる。

これらの漁業委員会のなかでいくらかのものは有効に機能を果たしてきた(たとえば、IPHC)が、一般的には、漁業委員会は、漁業資源の保存・管理について十分な機能を果たしていない。その理由として、次のことが挙げられる。まず、多くの漁業委員会が漁業規制に関して十分な規制権限を与えられていないこと。第二に、漁業委員会の加盟国が、なんらかの漁業規制について合意することが困難であること。第三に、漁業委員会を設立しても、公海漁業の性質上、非加盟国による関係漁業への参加が可能であること⁽²⁾。

このような漁業委員会のほかに、一九五八年の第一次国連海洋法会議は、公海漁業資源の保存に関して、「漁業および公海の生物資源の保存に関する条約」を採択した。この条約は、

締約国に、公海の漁業資源の保存のための措置をとることを一般的な形で義務づけるものであり、また、沿岸国が、保存措置に関する他の関係国との交渉で合意に達しないときは、自国の領海に隣接する公海水域において、生物資源の生産性維持のために、一定の条件の下で一方的に保存措置をとりうることを規定する。しかし、多くの漁業国はこの条約を批准していない。それは、この条約が、沿岸国が保存措置を一方的にとりうることを規定していること、魚種のみを保存措置の基準とし、他の基準あるいは漁業資源の配分を考慮していないこと、多くの地域ですでに漁業委員会が活動していたことなどの理由によると思われる。

結局、公海漁業に関して、漁業条約によってあるいは漁業委員会を設けて、魚種の保存・管理制度をつくり上げるための多くの努力がなされてきたが、このような方法は、概して、実際には有効でないことをこれまでの経験は示した。

(2) ニ〇〇カイリ漁業水域および排他的経済水域の設定

一方、一九六〇年代から七〇年代にかけて、発展途上国は、先進海洋国による遠洋漁業の発展によって、自国沿岸沖合の漁業資源が開発されることに対して懸念を抱いた。公海の自由の一つである漁業の自由は、資本および技術をもつ国すなわち先進海洋国にとって有効なものであり、したがって、先

進海洋国の利益を支えるものであり、発達した漁業技術をもたない国にとっては十分利用することのできないものであった。発展途上国は、公海の漁業の自由を、彼らの国の沖合の資源を枯渇させるライセンスとして感じた。彼らの多くは、最新の漁業設備を積んで彼らの海岸の比較的近くまで来て漁業をする先進国漁船を目にして、彼ら自身は自国沖合で漁業する十分な漁船、漁業技術をもっていないとしても、自国沖合水域における外国漁船の操業の規制、入漁料の徴収あるいは漁業技術の自国への移転を望んだ。また同時に、いくらかの先進国は、既存の海洋法制度に満足していなかった。それは、彼らもまた、自国沖合の漁業資源の自国による規制を望んだためであり、また、漁業技術がいつそう進歩するなかで、漁業委員会の漁業を規制する有効性に懐疑的であったからである。³⁾

中南米のチリ、エクアドル、ペルー等が第二次大戦後の比較的早い時期にニ〇〇カイリ領海ないし資源管轄水域を設定したが、一九七〇年代に入って、アジア、アフリカの諸国あるいは先進国もまたニ〇〇カイリ漁業水域あるいは排他的経済水域を設定した。七七年および七八年にはかなりの数の国がニ〇〇カイリ水域を設定し、世界の主要な漁業の多くの部分がニ〇〇カイリ水域でカバーされることになった。

排他的経済水域の概念は、一九七〇年代の初めにケニアなどの諸国によって提唱されたが、ケニアのF・X・ジェンガによれば、この概念の目的は、基本的には、「他の国による海洋の他の正当な利用を不当に妨害することなく、沿岸国の隣接海域において沿岸国の利益を守ること」であり、沿岸国の利益には、隣接海域における漁業資源および他の資源——生物資源および非生物資源——の規制、汚染の防止規制が含まれた。⁽⁴⁾

二〇〇カイリ水域の主張・設定は、境界画定をめぐって紛争を生ぜしめることはあるが、その概念自体は、国際的摩擦をほとんど生ぜしめなかった。新海洋法秩序の枠組みをつくり上げるために一九七三年から八二年まで開催された第三次国連海洋法会議は、深海底に新しい国際制度をつくるための国連での検討をきつかけとするが、その開催は、遠洋漁船団による漁獲の拡大によって生じた魚種の枯渇の恐れに対抗するための手段を求めていた国の推進力によるところが大きいとも言われる。第三次国連海洋法会議の準備段階から、公海における漁業の自由が合理的根拠を欠くものとして、あるいは貧しい国よりも豊かで強い国により利益を与えるものとして批判され、第三次海洋法会議において、排他的経済水域の概念は、七五年の第三会期ですでにかなり実質的合意に達し

ている。会議で採択された八二年の国連海洋法条約は、第五部で排他的経済水域を規定した。

排他的経済水域は、世界の魚種の合理的な利用へのかなりの前進を示すものとしてみられている。それは、公海における漁業の無政府状態を改善するものとして、最善の方法ではなくとも「次善の策」として考えられた。⁽⁵⁾ またそれは、有効な漁業管理と公平な配分を提供したという見方もある。⁽⁶⁾

(1) 小田滋『海の資源と国際法Ⅰ』有斐閣、一九七一年、一七七一—一九二ページ。

(2) Paul A. Driver, "International Fisheries," in R. P. Barston and Patricia Birnie (eds.), *The Maritime Dimension*, 1980, p. 43.

(3) R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, Second Edition, 1988, p. 231.

(4) Frank X. Njenga, "Historical Background of the Evolution of the Exclusive Economic Zone and the Contribution of Africa," in Giulio Pontecorvo, *The New Order of the Oceans, The Advent of a Managed Environment*, 1986, pp. 136.

(5) Parzival Copes, "The Impact of UNCLOS III on Management of the World's Fisheries," *Marine Policy*, Vol. 5 (1981), p. 227.

(6) Driver, *supra* note 2, p. 50.

二 国連海洋法条約と漁業資源の保存・管理

(1) 公海漁業

国連海洋法条約は、公海に関する第七部では、漁獲の自由を従来どおり公海の自由の一つとし、ただし、第七部第二節に従うものとしている。

第七部第二節「公海における生物資源の保存および管理」では、すべての国が、自国の条約の義務等を条件として公海において漁業に従事する権利を有することを規定し、また、公海における生物資源の保存に必要とされる措置を自国民についてとり、または保存および管理について他の国と協力すること、また必要な場合に漁業機関の設立のために協力すること等を定め、生物資源の保存・管理を指向した規定となっている。

(2) 排他的経済水域と漁業問題

一方、国連海洋法条約の漁業に関する規定の核心は、排他的経済水域に関する第五部に見出される。排他的経済水域または二〇〇カイリ漁業水域が普遍的に設定されれば、漁業活動が行なわれる区域の約九〇パーセントを包むことになると言われ、この区域の漁業資源の保存・管理は、重要な意味をもつ。

国連海洋法条約によれば、沿岸国は、排他的経済水域において、天然資源(生物資源、非生物資源)の探査、開発、保存、管理および経済的な探査および開発のための他の活動に関する主権的権利を有するものとされ、また、人工島、設備、構築物の設置・利用、海洋の科学的調査、海洋環境の保護・保全に関して管轄権を有するものとされる(五六条が、生物資源に関する沿岸国の権限は、排他的経済水域に関する諸国の基本的かつ直接的関心である)。

この条約によれば、沿岸国は、排他的経済水域において、生物資源の探査開発等のための主権的権利を有する一方、沿岸国は、生物資源の保存および最適利用に関して一定の義務を負う。保存、最適利用の義務は、領海制度の場合にも、漁業水域制度の場合にもみられなかったものである。

沿岸国は、自国の排他的経済水域における漁獲可能量を決定しなければならず(六一条一項)、排他的経済水域の生物資源の維持が過度の捕獲によって危険にさらされないことを適当な保存・管理措置を通じて確保しなければならず、また、適当な場合には、沿岸国および権限のある国際機関は、この目的のために協力しなければならない(六一条二項)。保存・管理措置は、環境上および経済上の関連要因を勘案して、かつ、漁獲の態様、資源間の相互依存関係および国際的な最低

基準を考慮して、最大持続生産量(MSY: maximum sustainable yield)を実現する⁽¹⁾のできる水準に漁獲される魚種の資源量を維持しまたは回復するものでなければならぬ(六一条三項)。

この場合、MSYは、それまでの漁業条約で漁業資源の保存の目標とされてきたものであり、一定の漁業努力で特定の魚種についてつくり出される恒常的漁獲量を言う。すなわち、ある地域で特定の魚種が漁獲され始めるとその数は減少し、その減少した分を取り戻し、もとのレベルに戻るためにその魚種は急速な割合で数が増加するが、その際に、魚種が一定の数で減少したときに(その数は魚種によって異なる)、増加の割合が最大となる。魚種の全個体数が悪影響を受けることなく、毎年最大量捕獲できるのは、MSYと呼ばれるこのレベルである⁽¹⁾。漁業者に関して、MSYは、必然的に漁業努力の一定レベルでの制限および規制を含み、それを超えた場合には乱獲となる。漁業努力を制限することは、その魚種の生物的要因のみによって決定される問題ではなく、とくに一九七〇年代に入ってから石油危機、財政危機が漁業に与えた影響および沿岸国管轄権拡大の影響により、生物学的要因だけでなく、政治的経済的あるいはその他の要因も漁獲目標決定に重要であることが認識され、その点で、それまでの漁業

条約で漁業資源保存の目標とされていた生物学的なMSYは学者などによって批判を受けていた。

第三次国連海洋法会議の審議過程でいくらかの代表は、量的な基準だけではなく、質的な基準も考慮に入れるべきであると主張し、最適持続生産量(optimum sustainable yield)という概念を提案したが、この概念は採用されず、結局、妥協の形で、MSYは、「関連する環境上および経済上の要因」という限定をつけたものとなった⁽²⁾。

国連海洋法条約によれば、また、沿岸国は、排他的経済水域において生物資源の最適利用の目的を促進しなければならぬ(六二条一項)。沿岸国は、自国の捕獲能力を決定しなければならず、自国が捕獲可能量のすべてを捕獲する能力を有しない場合には、協定その他の取り極めによって漁獲可能量の余剰分の漁獲を他の国に認めなければならない(六二条二項)。

最適利用の目的は、排他的経済水域内の資源の保存よりもむしろ漁業資源の配分の問題に係る。この義務の目的は、沿岸国がMSYまで漁獲する能力がない場合に、資源が十分利用されないままになることのないように、資源の余剰分に対して他の国が漁獲を認められなければならないというものである。この点は、第三次国連海洋法会議において、米国、

ソ連を含む遠洋漁業国によって主張された⁽³⁾。

このように国連海洋法条約における排他的経済水域の概念は、生物資源に関して、沿岸国の開発等の権利と同時に、生物資源の保存・管理、適正利用を基礎とするものである。排他的経済水域は、現代の技術の進歩による漁業資源の乱獲に対応するための新しい生物資源の管理・保存の原則をつくり上げるものとみなされた。また、沿岸国の二〇〇カイリ水域の主張を正当化するためにも、生物資源の沿岸国による保存・管理の考えが持ち出されたとみられる。

しかし、このような生物資源の保存・管理、最適利用に対して、実施における問題点も指摘されている。

すなわち、沿岸国が排他的経済水域の生物資源の漁獲可能量を毎年決定するという義務を遂行することは容易ではない。また、保存措置は、年間の漁獲可能量についてだけではなく、漁獲されうる魚種、漁期、漁区、漁具についても制限を設けなければならないであろうし、これらを適正に実施することは困難を伴う。また、自国の漁獲能力の決定についても、自国の資本と技術によるものだけを意味するわけではなく、外国の資本を導入し、外国の技術援助を受ける場合も含まれ、したがって、自国で十分な資本、技術をもたない国も、外国からこれらを導入することによって漁獲可能量のすべてを漁

獲する能力をもつことが可能となる⁽⁴⁾。

また、排他的経済水域制度における漁業制度は、沿岸国に大きな裁量の余地を与えている。沿岸国は、保存措置をとることを義務づけられ、また、適正利用を義務づけられているが、沿岸国の義務は、沿岸国自身の漁業政策のコンテクストの枠内で理解されなければならないことが指摘されている。つまり、「各沿岸国は、適切な科学的経済的および社会的要因について自己自身の評価に従って、自己の漁業政策と調和して保存措置および行政措置をとるべきである」ことが指摘され⁽⁵⁾、そうでなければ、第五六条が沿岸国に与えている主権的権利は人為的なものになるとされる。たとえば、漁獲可能量は、この条約上、資源の維持を危うくしない程度に乱獲しないかぎり、沿岸国の利益を満足させるレベルで設定することができ⁽⁶⁾、その決定に際して、漁業調査において、資料、情報が得られたとしても、それらは沿岸国の利益のために解釈・適用される可能性がある⁽⁷⁾。

国連海洋法条約は、この条約の解釈・適用から生ずる紛争の解決手続きにおいても、排他的経済水域制度における沿岸国の裁量を認めている。この条約では、この条約の解釈・適用に関する紛争を紛争当事国が選ぶ紛争の平和的解決手段および調停で解決することができない場合に、国際裁判により

強制的に解決することを原則にしているが、一定の種類
の紛争は、自動的に強制的紛争解決手続きから除外されること
になっており（その他、締約国が宣言により強制的紛争解決手
続きから除外しうる紛争もある）、自動的に除外される紛争のな
かには、排他的経済水域における生物資源に関する沿岸国の主
権的権利（漁獲可能量、漁獲能力および他の国に対する余剰分
の割当てを決定するための裁量権ならびに保存および管理のため
の自国の法令において定められる条件を決定するための裁量権を
含む）または主権的権利の行使に関する紛争が含まれる（二九
七条三項a）。

これらは次の場合にいずれかの紛争当事国の要請で、附属
書V第三節に定める強制調停の手続き（調停委員会の報告は

紛争当事国を法的に拘束しない）に服するにとどまる。(1)沿岸
国が自国の排他的経済水域における生物資源の維持が重大な
危険にさらされることのないよう適当な保存措置および管理
措置を通じて確保する義務を明らかに遵守しなかつたこと、
(2)沿岸国が、他の国が漁業を行なうことに関心を有する資源
すなわち沿岸国の余剰分に対して漁獲割当てを希望する資源
について、当該他の国の要請にもかかわらず、漁獲可能量、
漁獲能力を決定することを恣意的に拒否したこと、(3)沿岸国
が存在すると宣言した余剰分の全部または一部を割り当てる
ことを恣意的に拒否したこと（二九七条三項b）。

このように、排他的経済水域における生物資源の保存・管
理義務は、沿岸国にかなりの裁量を許している。

(3) 魚種別規制など

国連海洋法条約は、生物資源の保存・管理について、一定の魚種別規制を採用し、高度回遊性魚種、海産哺乳動物、潮河性資源、降下性資源、定着性魚種について規定を設けている。そのなかで、高度回遊性魚種(マグロ、カツオなど)については、沿岸国と漁業国が保存・最適利用のために直接にまたは国際機関を通じて協力するものとされる(六四条)。海産哺乳動物については、沿岸国、国際機関が第五部の規定よりも厳しい措置をとることを妨げないとされる(六五条)。湖河性資源(サケ、マス)については、この魚種が溯る河川を有する国(母川国)が保存・管理に第一次的責任を有するものとされるが、母川国と他の国は、適当なときは地域的機関を通じて、この条の規定を実施するための取り極めを行なう(六六条)とも規定されている(六六条)。

なお、同一の資源または関連する資源が二以上の沿岸国の排他的経済水域内に存在する場合、または、排他的経済水域とそれに接続する水域に存在する場合に、前者の場合は関係沿岸国が、後者の場合には沿岸国と関係国が、直接にまたは地域的機関を通じて当該資源の保存のために必要な措置について合意するよう努めるものとされる(六三条)。

これらの規定において、沿岸国、関係国が適当な場合に国

際機関、地域的機関を通じて協力するなど、国際機関への言及がみられることが注目される。

- (1) R. R. Churchill and A. V. Lowe, *op. cit.*, p. 226; M. Dahmani, *The Fisheries Regime of the Exclusive Economic Zone*, 1987, p. 43.
- (2) Jorge Castañeda, "Negotiations on the Exclusive Economic Zone at the Third United Nations Conference on the Law of the Sea," in Jerzy Makarczyk, *Essays in International Law in Honour of Judge Manfred Lachs*, 1984, p. 617.
- (3) Dahmani, *supra* note 1, p. 48.
- (4) Shigeru Oda, "Fisheries under the United Nations Convention on the Law of the Sea," *American Journal of International Law*, Vol. 77 (1983), p. 743; Oda, "Exclusive Economic Zone," *Encyclopedia of Public International Law*, published under the Auspices of the Max Planck Institute for Comparative Public Law and International Law under the Direction of Rudolf Bernhardt, 1989, p. 105.
- (5) Hugo Caminos, "The Regime of Fisheries in the Exclusive Economic Zone," in Francisco Orrego Vicuña (ed.), *The Exclusive Economic Zone: A Latin American Perspective*, 1984, p. 145.
- (6) William T. Burke, "The Law of the Sea Convention and Fishing Practice of Nonsignatories with Special Reference to the United States," in Jon Van Dike (ed.), *Consensus and Confrontation: The United States and the Law of the Sea*

Convention, 1985, p. 317.

(b) S. Garcia, J. A. Gulland and E. Miles, "The New Law of the Sea and the Access to Surplus Fish Resources," *Marine Policy*, Vol.10 (1986), p. 200.

三 二〇〇カイリ水域と漁業資源の保存・管理

(1) 各国法制における生物資源の保存・管理措置

排他的経済水域は、第三次国連海洋法会議の進行中から一定数の国によって実施に移され、会議後もかなりの国によって設定されている。一九九二年の国連事務総長の報告書によれば、排他的経済水域を設定している国が八六カ国である。そのほかに、二〇〇カ国が二〇〇カイリ漁業水域を設定している⁽¹⁾。

排他的経済水域制度については、このような国家慣行を通して、生物資源・非生物資源の探査開発に関する沿岸国の主権的権利を含むこの制度の基本的部分が国際慣習法になった⁽²⁾と考えられる。

排他的経済水域設定の主要なインセンティブは、各沿岸国が二〇〇カイリ水域内における漁業を規制しようとするものであったのであり、漁業制度は、各国の二〇〇カイリ法においても中心となっている。

多くの国の排他的経済水域法令は、国連海洋法条約第五六条に対応した形で、排他的経済水域内の生物資源および非生物資源の探査、開発、保存、管理のための主権的権利を有することを規定している。

一方、国連海洋法条約第六二条および第六三条で規定された保存義務、最適利用義務については、いくつかの国は、それに対応する形で国内法規定を設けているが、概して、各国は必ずしも十分な形で規定を設けていない。

たとえば、米国の一九七六年の漁業保存管理法(MFCMA)は、漁業資源の保存・維持に関する議会の認識(finding)を次のように規定している。「漁業資源は有限であるが、再生が可能である。乱獲により修復が不可能な状態になる前に当該漁業が健全な管理の下におかれる場合には、当該漁業は継続的に適正生産量(optimum yields)を供給するように保存され、かつ維持されるものである」。また、この法律では、「保存および管理」とは、次の(A)および(B)を内容とする規則、条件、方法およびその他の措置のすべてをいうと規定している。すなわち、「(A)いずれかの漁業資源および海洋環境の再建、回復または維持のために必要とされ、かつ、それらの再建、回復または維持のために有効であり、ならびに、(B) (i) 持続的に食料およびその他の生産物を供給し、かつ、リクリエーショ

ン上の恩恵が得られること、(ii) 漁業資源および海洋環境に対する修復不可能な、または長期の悪影響を回避すること、(iii) これらの資源の将来の利用に関し多数の選択を可能とすること」と。

また、漁業資源の生産量に関する「適正量」とは、「(1)とくに食糧生産およびリクリエーションの機会に関して国民に最大の全体的利益をもたらし、かつ、(2)漁業の最大持続生産量を基準とし、関連する社会的、経済的あるいは生態学的要素により調整される魚類の量をいう」とされる。また、MFCMAは、米国の漁業資源のための保存、管理のための国家計画が、国民の漁業資源の乱獲の防止、乱獲されたストックの回復、保存の確保および潜在的開発可能量を完全に実現するために必要であることを述べ、漁業管理計画を国家基準に従って作成し、実施することをこの目的の一つとしている。

旧ソ連の一九八四年の「ソ連邦の経済水域に関するソ連邦最高会議幹部会令」は、「ソ連が最善の科学的証拠を考慮して、また、適当な場合、権限ある国際機関と協力して、適当な保存・管理措置を通じて、経済水域における魚類および他の生物資源の最適利用を確保する」ことを規定した。

フィジーの一九七七年の海洋空間法は、漁業資源の「保存および管理」の定義について、米国のMFCMAと同じ定義

を規定している。

バハマの法律は、総督が漁業資源の最適生産量を決定する際に、適当な保存・管理措置を通じてMSYを生産しうるレベルに資源を維持し、漁獲される魚種の個体数を回復する必要性を考慮することを規定する。メキシコおよびベネズエラの法律は、排他的経済水域の生物資源が乱獲によって危険にさらされないために適当な保存・管理措置を国がとることを規定している。

なお、欧州共同体(EC)の場合には、ECが加盟国の水域内の漁業を規制・管理する権限を有し、実際に、一九八三年以来かなりの規制・管理措置をとってきたとされる。また、緊急な行動を必要とする場合や国内の漁業者だけが影響を受ける問題、ECによって割り当てられた年間の漁獲可能量を管理すること等について加盟国が権限を与えられている。⁽³⁾

しかし、多くの国の法令は、生物資源の開発等の権利を規定しているが、生物資源の保存・管理措置(義務)には言及していない。

生物資源の保存に関する政策決定は、元来、行政上の慣行の問題であり、各国法制において必ずしも立法に十分適した問題でないかもしれない。⁽⁴⁾ いずれにせよ、二〇〇カイリ水域の生物資源に対する沿岸国の保存義務に関する各国の法令・

慣行からは、沿岸国がこのような資源を自由に開発しようとかあるいは保存の必要性を無視して無制限な主権的権利を行使しようという一般的态度は示されていない。また、国連海洋法条約(またはその草案を国内実施に移す形で制定された各国の二〇〇カイリ法で、多くの国の法令が保存管理措置義務に言及していないことから、生物資源の保存・管理義務が国家慣行において定着したことを確認することはできない。

(2) 各国法制における最適利用義務および

余剰分の他国への割り当て

また、各国の二〇〇カイリ法令は、資源の最適利用、漁獲可能量・獲得能力の決定、余剰分の他国への割り当てについても、国連海洋法条約の規定に沿った十分な規定を設けていない。

各国法令で、最適利用を規定しているのは、キューバ、メキシコ、サントメ・プリンシペ、旧ソ連、ベネズエラなどの国である。

国内法令で、漁獲能力の余剰分に対して外国漁船に漁獲を認めることを規定しているのは、メキシコおよびベネズエラであり、外国漁船に漁獲を認めうることを規定しているものとして、インドネシア、カーボベルデ、サントメ・プリンシペがある。ニュージーランドは、総漁獲可能量に関して、適

宜、自国漁船の漁獲能力を決定し、残りの部分は、外国漁船の許容漁獲量を構成すると規定する。フィジー、クック諸島、ニウエ、トンガの法令も同様な規定を設け、バハマ、コモロ、キューバも、多かれ少なかれ類似の規定を設けている。米国のMFCMAは、当該漁期の適正生産量のいずれかの部分が米国の漁船により漁獲される見込みがないときに、当該部分を外国船舶に割り当てることができることを規定する。

国内法令において、余剰分(または残りの部分)の外国への割り当てではなく、排他的経済水域内の漁獲可能量と外国漁船の許容漁獲量の割合を決定すると規定するものもある。旧ソ連、ガンビア、ポルトガル、ノルウェーなどの法令である。

なお、ECの場合には、毎年閣僚理事会がEC諸国水域内(地中海を除く)の商業的価値を有するたいていの魚種の最大漁獲可能量を規則の形で決定し、個々の加盟国に割り当てられる漁獲量に分ける。また、個々の加盟国に割り当てられた量の低利用を避けるために、加盟国はそのすべてを漁獲しない場合の他の加盟国の割り当て分との交換が許されている⁽⁵⁾。

国内法令において、排他的経済水域における外国漁船、外国人の漁業を明示的に規定していないものがある。パングラデシュおよびスリランカの法律は、排他的経済水域のすべての資源が自国に帰属することを規定し、排他的経済水域内の

外国漁船の漁業について規定を設けていない。インドの法律も外国漁船の漁業を規定していない。ギニアの法律は、外国漁船に対して領海および排他的経済水域での漁業を禁止している。モロッコの法律は、排他的経済水域における漁業権がモロッコの自然人・法人のみによって行使されることを規定する。

(3) 国連海洋法条約と各国法制

前述のように、現在、多くの国が排他的経済水域あるいは二〇〇カイリ漁業水域を設定しているが、各国の二〇〇カイリ法は、生物資源の保存・管理に関して必ずしも国連海洋法条約の規定を十分反映したものとはなっていない。各国法令は、この点について、自国の排他的経済水域内の保存、管理、最適利用の義務よりも、開発についての自国の権利の面を打ち出したものとなっている。

二〇〇カイリ水域内の生物資源に関して、国連海洋法条約に規定された権利については、現在、国際慣習法に編入されていると考えられる一方で、沿岸国の義務、制限に関しては、最適利用義務も含めてそうではないかもしれない。⁽⁶⁾

(1) United Nations, Law of the Sea, Report of the Secretary-General, Progress made in the implementation of the comprehensive legal regime embodied in the United

Nations Convention on the Law of the Sea, UN Doc. A/47/512, 5 November, 1992, p. 10. 各国国内法の条文については Robert W. Smith, "Exclusive Economic Zone Claims, Analysis and Primary Documents, 1986: United Nations, 'The Law of the Sea,' National Legislation on the Exclusive Economic Zone and the Exclusive Fishery Zone, 1986" 参照。

なお、本稿では、各国法令の条文について注での引用を避けたが、基本的には、これらの資料に拠り、また、米国の漁業保存管理法は、社団法人大日本水産会中長期対策検討会『マグナソフ漁業保存管理法』(昭和六一年)に拠った。

(2) 国際司法裁判所(ICJ)は、一九八五年のリビア・マルタ大陸棚事件判決で、排他的経済水域の制度が、「国家慣行によって慣習法の一部となった」ことが示されていることは争えない」と述べている。ICJ Reports, 1985, pp. 33-34.

(3) R. R. Churchill, "EC Fisheries and an EZ—Easy!" *Ocean Development and International Law*, Vol. 23 (1992), pp. 145-163.

(4) R. R. Churchill and A. V. Lowe, op. cit., p. 233.

(5) Churchill, supra note 3, pp. 150-151.

(6) 水上千之「排他的経済水域——各国国内法の検討(三完)」『広島法学』第一四巻第一号(平成二年)四ページ。

結びに代えて

排他的経済水域は、広い公海と狭い領海という伝統的海洋区分に比べて、漁業資源の保存・管理という観点から利点が

あるとしても、二〇〇カイリ水域制度も、漁業資源の保存・管理のためには必ずしも十分なものではない。新しい体制のもとでも、漁業資源の有効な保存・管理のためには、国際協力が必要である。

一九八四年の国連食糧農業機関(FAO)の世界漁業会議で採択された「漁業管理および開発のための戦略」でも、国際協力の必要性を強調し、その理由として、二つの海域にまたがって存在する魚種(straddling stocks)および高度回遊性魚種の乱獲、漁業および環境問題の複雑性を理解する必要性の増大、専門知識・経験・技術的財政的資源のアンバランスな配分を挙げる。このような国際協力に関連して、国際漁業委員会ないし漁業機関の役割が重要である⁽¹⁾。

漁業委員会は、前述のように、一部のものを除いて、かつ

て漁業資源の保存・管理に十分な機能を果たしていない。また、二〇〇カイリ体制のもとで有効性を減少したものもある。一方、二〇〇カイリ体制のもとで設立された委員会・機関もあり(南太平洋フォーラム漁業機関、北大西洋サケ保存機関など)、漁業委員会・機関は、漁業の科学的側面の調査研究、各国の漁業政策の調整等で、FAOとも協力して、現在の体制のもとで漁業資源の保存・管理のために有効な役割を果たす余地があると思われる。

(1) Barbara Kwiatkowska, *The 200 Mile Exclusive Zone in the New Law of the Sea*, 1989, p. 51 による。

(2) J. E. Carroz, "Institutional Aspects of Fishery Management under the New Regime of the Oceans," *San Diego Law Review*, Vol. 21 (1984), pp. 513-531.

(みずかみ・ちゆき 広島大学教授)